

戦後わが国の移住政策

戦後1952年(昭和27年)にブラジル移住が再開され、その後パラグアイ、アルゼンチン、ボリビアなど中南米諸国への移住の道が相次いで開かれる。それまで国内に閉じ込められていた国民は再び海外の新天地を目指して流れ出し、その機運は昭和35年にピークに達した。しかし、1961年(昭和36年)ドミニカの大統領が失脚し、それに伴う社会、政治、経済不安からドミニカ移住者の集団帰国問題が発生した。それを契機にわが国の移住政策も移住先の十分な調査、移住者の定着安定に対する反省の必要性が認識された。一方国内では、経済の高度成長が始まり労働力が不足し移住者数は減少の傾向をたどった。

1962年(昭和37年)、池田内閣は海外移住審議会に「海外移住および海外移住行政の基本的な考え方」を諮問した。この答申は「移住者の活動により相手国へ開発協力と世界の福祉に対する貢献となって、日本の国際的声価を高めることにならなければいけない。なお移住は単なる労働力の移動でなく開発能力の現地移動とみられるべきである」とし、さらに移住実務機関の整備の必要性が述べられている。これに基づき翌1963年(昭和38年)7月15日に海外移住事業団が設立された。

昨今の国際化時代を迎えて海外日系人に対する施策、経済協力と移住との関連づけ、国民の海外発展のあり方など新しい課題も提起されてきた。

かかる時代のすう勢に照らし、海外移住審議会は1971年(昭和46年)、佐藤内閣から「今後の移住政策のあり方について」諮問を受け、1971年9月17日に答申を行った。その中で、日本人の海外発展の政策目標について4つの観点から考え方を述べている。

1.既移住者に対する援護の強化については、

「既に移住者として海外にあるものを成功させることは重要な問題で、自立心を損なわないよう十分配慮しつつ、現地での各種の適応力および創造力を培うために必要な指導、援助を積極的に行うとともに、移住者の発展を阻む諸要因を除去し、定着、安定のための援護の強化を図るべきである。その際、相手国の立場を尊重しつつ、相手国の地域開発に寄与するとともに、移住者の現地住民との融和促進に十分意を用いるべきである」と現地援護の必要性を強調している。

2.啓発および教育の強化については、

「移住者が海外で健全に発展するためには、国としては、わが国民の諸外国に対する正しい認識を深め、国際性の向上を図るために、諸外国の実情に関する正しい情報提供を主体とする国内啓発を強化することが強く要請される。特に学校教育や社会教育の分野で、国民の海外事情に関する知識を深め、海外発展の思想を奮い起こす施策が必要である」と述べている。

3.海外移住と総合農政との関係は、

「発展途上国では、現在なお農業開発、農業技術の改善に力を入れているものが多く、その一方策として農業者の移住を歓迎しているものが少なくない。一面わが国の農業は

現在重大な転換期にあり、いわゆる総合農政において抜本的対策が講ぜられつつあるが、この環境下の青年で海外発展を志すものも少なくない。これらの者にその道を開き、適切な指導、援護を行うことは、総合農政の一環としてさらに推進されることが望ましい」としている。

4.海外移住と近年活発化している経済協力との関係については、

「わが国の経済協力は主としてアジア地域に対して行われているが、今後わが国の経済協力の規模拡大に伴い、アジア以外の地域、特に日系人の多く居住する国に対しても行われるようになるものと考えられる。それに伴い、新規移住者を含め現地日系人の活用の可能性が大きくなるものと思われる。今後はこの活用を積極的に図るために、日系人に対する各種本邦研修制度の拡充等の措置を講じ、日系人の能力開発に資することが必要となろう。さらに移住先国に対する日系企業の進出は、これらの国の発展に寄与するのみならず、雇用の機会を通じ、移住者の生活安定にも貢献することにかんがみ、国としては、海外投資政策の一環として国内の中小企業に与える影響をも考慮しつつ、情報の提供、資金援助等を通じてこれを積極的に推進することが望ましい。他方、地域開発および資源開発を目的として海外に赴く開発要員に対しては、海外での活動を効率化するための配慮が特に必要であろう。また、地域開発協力の一環として、産業や経済の発展に広い視野から現地の機関に対する協力を検討すべきである」と両者の相関関係を強調している。

近年、わが国の経済発展に伴い、国民の海外発展の態様も多様化してきた。国民の海外での活動のあり方いかんは、わが国の国際的評価を左右するものとして、海外発展の方法について多くの関心が寄せられている。